

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

| 目次 | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| 規則 | |
| 高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告示 | |
| 高知県議会定例会の招集 (財政課) | 1 |
| 国土調査の成果の認証 (土地対策課) | 1 |
| 公告 | |
| 土地改良区の役員の就退任 (耕地課) | 1 |
| 土地改良区の定款変更の認可 (3件) (") | 1 |
| 県営土地改良事業の工事の完了 (") | 1 |
| 高知県公安委員会告示 | |
| 指定講習機関の指定 | 2 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| 政治団体設立の届出 | 2 |
| 政治団体異動の届出 | 2 |
| 政治団体解散の届出 | 2 |
| 資金管理団体指定の取消しの届出 | 3 |
| 入札公告 | |
| 一般競争入札（業務移行に係るシステム開発業務）の公告 (警察本部会計課) | 3 |

規則

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月20日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第85号

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の(16)中「集合郵便受箱」を「集合郵便受箱、信書便差出箱」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

高知県告示第360号

高知県議会定例会を、平成15年6月27日に高知県議会議事堂に招集する。

平成15年6月20日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第361号

土佐清水市尾浦の一部地区及び安芸郡芸西村馬ノ上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したため、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 調査を行った者の名称
土佐清水市
芸西村
- 調査を行った地域及び時期
土佐清水市尾浦の一部
平成12年度及び平成13年度
安芸郡芸西村馬ノ上の一部
平成13年度及び平成14年度
- 成果の名称
土佐清水市地籍図及び地籍簿
芸西村地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成15年6月20日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市一宮徳谷土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成15年6月20日

高知県知事 橋本 大二郎

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|------|-------|-----------|
| (退任) | | |
| 理事 | 岡上 美明 | 高知市一宮3475 |
| " | 森 茂雄 | " " 2236 |
| " | 山本 博司 | " " 3309 |
| " | 山本 守男 | " " 3260 |
| " | 西川 豊 | " " 1553 |
| 監事 | 岡上 節生 | " " 3281 |
| " | 鍋島 正一 | " " 1262 |

(就任)

| | | |
|----|-------|-----------|
| 理事 | 岡上 美明 | 高知市一宮3475 |
| " | 森 茂雄 | " " 2236 |
| " | 山本 博司 | " " 3309 |
| " | 山本 守男 | " " 3260 |
| " | 西川 豊 | " " 1553 |
| 監事 | 岡上 節生 | " " 3281 |
| " | 永野 一樹 | " " 2506 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市一宮徳谷土地改良区の定款の変更を平成15年6月9日に認可した。

平成15年6月20日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、須崎市浜田土地改良区の定款の変更を平成15年6月9日に認可した。

平成15年6月20日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、野市町本村土地改良区の定款の変更を平成15年6月11日に認可した。

平成15年6月20日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成15年6月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- (1) 土地改良事業の名称
ほ場整備事業（区画整理）
- (2) 地区名
出間沖地区
- (3) 工事完了年月日
平成15年3月20日
- 2(1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業（区画整理）
- (2) 地区名
北川地区

- (3) 工事完了年月日
平成15年3月19日
- 3(1) 土地改良事業の名称
中山間地域総合整備事業(区画整理)
- (2) 地区名
富山地区
- (3) 工事完了年月日
平成15年3月20日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第8号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年6月10日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 濱田 松一

| 名称及び住所並びに代表者の氏名 | 特定講習を行う事務所の名称及び所在地 | 特定講習の種類 | 指定年月日 |
|--------------------------------------|-------------------------|---------|------------|
| 株式会社幡多自動車学校 中村市具同5927番地1 矢野 義尚 | 幡多自動車学校 中村市具同5927番地1 | 取消処分者講習 | 平成15年6月10日 |

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成15年6月20日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----|-------|---------|------------|-------|
| | | | 吾川郡伊 | |

| | | | | |
|-------------------|-------|------------|--------------------------|-------------|
| 侠魂塾 | 片岡 滋 | 新井 智己 | 野町枝川 644-15 | 平15・5・ 2 |
| 政道会 | 筒井 一臣 | 筒井 和弘 | 高知市鴨 部921- 5 | " " 6 |
| 渡邊幸雄 後援会 | 高木 一夫 | 井上 卓秀 | 土佐市宇 佐町宇佐 737-3 | " " 13 |
| 福田さわ 子後援会 | 横田 慧 | 山本 登士 夫 | 南国市大 埴甲2374 -3 | " " 14 |
| 野村しん さく後援 会 | 橋田 雅猪 | 野村 洋一 | 南国市篠 原904、 905、906 | " " 23 |

高知県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成15年6月20日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

| 区分 | 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----|----------------|-------|---------|--------------|-------------|
| 異動前 | 窪川町に女性議員を増やす会 | 異動なし | 異動なし | 異動なし | 平15・5・ 1 |
| 異動後 | 議員を減して参画者を増やす会 | | | | |
| 異動 | | | | 高岡郡越 知町越知 | |

| | | | | | |
|-----|------------------|------|------------|------------------------------|-----------|
| 前 | 箭野信 敏後援 会 | 異動なし | 異動なし | 丙746 高岡郡越 知町今成 1795 | " " 6 |
| 異動後 | | | | | |
| 異動前 | 福田佐 和子後 援会 | 異動なし | 森本 サ ユリ | 南国市大 埴甲2355 -5 | " " 14 |
| 異動後 | 福田さ わ子後 援会 | | 山本 登 士夫 | 南国市大 埴甲2374 -3 | |
| 異動前 | 塩田は じめ後 援会 | 異動なし | 異動なし | 吾川郡伊 野町2273 | " " 15 |
| 異動後 | | | | 吾川郡伊 野町5232 | |

高知県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成15年6月20日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日 |
|--------------|------------------|------------|--------------|--------------|
| 安本たか こ後援会 | 宿毛市西片島2 -16-2 | 丸山野 智 子 | 解散 | 平15・4・ 22 |
| 大石忠利 後援会 | 室戸市羽根町甲 2331 | 大石 慶蔵 | " | " 5・ 1 |
| 福田さわ 子後援会 | 南国市大埴甲 2374-3 | 横田 慧 | " | " " 14 |
| 菜の花の | 吾川郡伊野町 | | | " " |

| | | | | |
|------------|------------------|--------|---|--------|
| 会 | 2273 | 土居 裕子 | " | 15 |
| 中谷元中芸地区後援会 | 安芸郡奈半利町乙1750 | 山本 喜志夫 | " | " 16 " |
| 中谷元春野後援会 | 吾川郡春野町森山1031 - 1 | 橋本 信雄 | " | " " |
| 中谷元野市後援会 | 香美郡野市町東野1718 - 2 | 井戸 春喜 | " | " " |
| 安岡徹後援会 | 香美郡香我美町山北636 | 近森 功 | " | " 21 " |
| 徳弘泰明後援会 | 高知市堺町2 - 15 | 吉岡 徹 | " | " 28 " |
| 徳祐会 | 高知市堺町2 - 15 | 徳弘 利彦 | " | " " |
| 国吉たくじ後援会 | 高知市重倉525 - 15 | 岡崎 宣 | " | " 30 " |
| 平塚聖子後援会 | 幡多郡西土佐村口屋内76 | 上戸 紅 | " | " " |

高知県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成15年6月20日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日 |
|-----------|---------|-------------|--------------|-------|---------------------|
| 濱田 善守 | 南国市議会議員 | 浜田よしもり市政研究会 | 南国市稲生885 - 1 | 濱田 善守 | 平15・5・19 |

| | | | | | | | |
|-------|---------|-----|-------------|-------|---|---|----|
| 徳弘 利彦 | 高知県議会議員 | 徳祐会 | 高知市堺町2 - 15 | 徳弘 利彦 | " | " | 28 |
|-------|---------|-----|-------------|-------|---|---|----|

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年6月20日

高知県警察本部長 太田 昭雄

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名
業務移行に係るシステム開発業務

(2) 委託業務の内容等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結日から平成16年3月31日(水)まで

(4) 作業場所

高知県警察本部警務部情報管理課電算機械室及び高知県警察本部警務部会計課の指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県の物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。

(3) この公告の日から当該委託業務の入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 委託業務の業務仕様に基づく開発を行う体制があることを証明でき、かつ、開発したシステムに係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備できることを証明した者であること。

3 入札場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

わけ先

郵便番号 780 - 8544 高知市丸ノ内二丁目4 - 30

高知県警察本部警務部会計課

電話番号 088 - 826 - 0110 (内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法

平成15年6月20日(金)から同年7月22日(火)まで、(1)の場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時場所

ア 日時

平成15年7月30日(水)午前11時

郵送の場合は、書留郵便とし、平成15年7月29日(火)午後4時までに(1)の高知県警察本部警務部会計課に必着のこと。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4 - 30 高知県警察本部1階102会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、公告に示した業務が履行できることを証明する書類を平成15年7月23日(水)までに提出しなければならない。入札者は、開札日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 資格審査申請

2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者が入札を希望するものは、高知県知事が定める競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、高知県出納課へ申請すること。ただし、平成15年7月22日までに申請を行わなかったときは、この公告の入札参加資格が与えられないことがある。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

(9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased
:System development for the renewal of administrative
System

(2) Time limit for tender(by mail) : 4:00PM 29,July, 2003

(3) Time limit for tender(by hand) :11:00AM 30,July, 2003

(4) Contact point for the notice : Police Administration
Department Accounting Division,Kochi Prefecture Police
Headquarters,2-4-30 Marunouchi Kochi City Kochi 780 - 8544
Japan TEL 088 - 826 - 0110 (2252)